

発行所(郵便番号100)  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007・1447  
編集責任者 高須裕三  
印刷所 関東図書株式会社  
定価100円(年間購読料千円)  
1973年1月25日発行  
第4巻 第11号  
(毎月1回25日発行)  
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 5 No. 1

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan



## 新年を迎えるに際して

Now We Have Great Confidence in Our Role

所長 西村光夫  
President Prof. Teruo Nishimura

当研究所も昨秋創立5周年を迎え、国際文化会館でささやかな祝賀の宴を催したが、スウェーデン大使館の方々も数多く見えわれらの仲間と愉しい一夕を過ごすことができた。わたくしとしてはもう五年も経ったのかと、その過ぎた月日の早さにただ驚くばかりであるが、その間のことを顧みてみればやはり多少の感慨なきを得ない。新年を迎へてまず申したいことはここまで研究所を維持し、もり立ててきて下さった維持会員の方々、会長始め理事所員の皆様の御努力、また終始変らぬスウェーデン官民の精神的・物質的な後援・協力に対する感謝の気持ちである。これらのことはとかく形式的な物言いにとられ易いのであるが、この場合真に心からの発言であることを理解して頂きたい。以上の努力や御後援がない場合はこの小さな組織は決して今日まで生命を続けてこなかったであろうからである。

当研究所の5年間の歩みを顧みると良かったという愉快な思いと、甚だ足りなかったという反省の念とが交錯してわたくしの気持はなかなか一口で言いきれないものがある。良かったと思う一つの面は、さいきんの日本の向おうとしている方向が成長第一主義から福祉社会建設主義へとはっきりした転換を示していることである。われわれが五年前にその道の先達であるスウェーデン社会を研究するために当研究所を創立したことは自覚した以上の先見であったとひそかな誇りを感じるのである。われわれは月報を通じ、パンフレットを通じ、また単行本を出版すること等によってスウ

エーデンの事情をわが社会に広めることに努力してきた。多くの実業家、学者、技術者、学生たちでわが国を訪問した人達に深淺の差はあったが随分と接触を重ねてきた。この点で当研究所はスウェーデンの朝野の間に相当広く知られるようになり、こうした交流の面は今後恐らく一層繁忙になるであろう。去年の出来事では何といても“福祉国家調査視察団”の第一回の派遣に成功を収めたことを挙げてよいであろう。去年八月末約20名の各方面からの熱心な方々をもって構成された視察団が羽田を出発した。研究所理事の丸尾、内藤、松本等の諸教授がリーダーとなってスウェーデン各地及び北欧の諸都市を訪問したが、スウェーデンでは政府や学界が心から親切な歓待をして下さって、視察団は予期以上の収穫を収めることができた。その成果の一端はさいきんの月報に連載されたから御覧下さった方も少なくないと思う。途中帰国一人の病人もです、何のトラブルもなく9月無事することができたことは嬉しいことであった。これは当研究所に一つ新しい仕事のできる自信を与えたということができよう。ここでリーダーになって頂いた方々の御苦勞に対し更めて深甚の謝意を表したい。

さらに見落すことができないことは去年から一昨々年できた日瑞基金の実際活動が順調に進められたことである。既報のように基金の事務は研究所が一切処理することになっているので、基金の成果は同時に研究所の成果だといっていいであろう。

基金は昨年度2人を既に派遣し、本年度派遣者4人を決定した。この交流の積み重ねは将来の両国の知的交流と親善とに測り知れぬ貢献をするだろう。われわれの大きな楽しみの一つである。派遣者の選定に労を惜しまれなかった京大の岡村、東大の大島両教授、大使館の科学技術アタッシェのホーマルク氏の三氏に特に御礼を申し上げた

い。

まだ沢山申し度いことが残った。特にこれから研究所発展のため山ほどあるこれもしたいあれもしたいという夢について述べたいが次の機会に譲り、新年に当り皆さまの vari ない御支援を幾重にもお願いして御挨拶に代えることにしたい。



## '73年のスウェーデン —展望寸誌—

Some Notes on Sweden in 1973

常務理事 高 須 裕 三  
Managing Director Prof. Yuzo Takasu

政治の季節 スウェーデン下院議員の定期的な総選挙は、従来、4年毎に行なわれていた。すなわち、うるう年には、国際オリンピックとアメリカ大統領選挙とスウェーデン下院総選挙とが、年を同じくして行なわれてきたのであった。

しかし、1968年の下院総選挙を最後として、スウェーデン議会制度の改革により、従来任期4年の下院と、8年の上院とが合併されて一院制となり、それは任期3年の国会議員350人で構成されることとなった。

その第一回総選挙は、1970年9月の第3日曜に行なわれ、その結果71年1月に発足した一院制議会の議席数は、社会民主党=163、共産党=17、保守党=41、中央党=71、自由党=58、であった。すなわち保守・中央・自由の三党合計で170。この数は社民党の163より多いが、社民・共産両党合計の180より少ない、という状況で政局の勢力関係は従前と同様の形を継続することとなったのであった。

さて今年は1973年であるので、今秋9月の第3日曜はまた総選挙の日である。そこで今年は、いな昨年秋頃より、「政治の季節」の幕明けなのである。

昨秋の党大会 社民党の党大会は3年毎に開催される（他の諸政党のそれは1~2年毎に開かれる）。社民党大会では、昨秋、350人の代議員が、総計500に上る動議について討論し、投票した。そして党総裁且つ首相候補たるべき人を選挙した（パルメ氏当選）。この党大会の議事によって、それぞれの問題についてとるべき態度を代議員は

知らされるのであり、このやり方は、他の四政党にとっても同様である。このようにして決められた政綱が、各党の代議員にとっての基本的立場となるのである。

70年代に入ってからのスウェーデンが、政治・経済・社会の諸側面で種々の日蔭現象を起しつつあり、それにつれてパルメ首相への世評には批判的要素が少なからず散見されてきたが、この党大会ではパルメ氏への信任が圧倒的に示された。

本会議では、婦人問題を国民的問題として取りあげ、婦人の就職希望や就職の具体的条件を真剣に取りあげることを採択し、またおそらく偶発的ではあったが全く劇的に、二人の婦人に凱歌をあげさせることとなった。すなわち、一つは高度防衛航空機計画の白紙還元であり、他の一つは、74~75年度までに国民総生産の1%を外国援助に与えるという決定の再確認で、いずれも婦人からの提案であった。

つぎに、銀行の国有化、共和国への変革、直接税の代りに給料比例税の採用、という左派代議員からの提案は何れも否決されて、党指導者たちの貫禄の重みが示された。

しかし、今後に深い影響を及ぼすと予期される動議で通過したものの中には、企業における経営参加、職場の環境と安全、および人事政策に関して従業員の影響力を拡大する立法、また技術的・地理的および種々の分野内で産業開発を促進するための資金・機構・政策の整備、さらに膨大な年金基金の一部を産業投資に活用する方策などが含まれている。

また本会議での投票で党の支持をきめた政策としては、国土・水およびその他の自然資源活用の全国計画、仕事およびサービスの地方分散化のための地方計画、1974年1月までに実施する包括的な歯科健保計画、などがある。

外交案件としては、北朝鮮、南ベトナム臨時革命政府、および東独の承認問題が論議され、「適切な時機になるべく速かに」承認が与えられるべきだとされた。その時機は、東独の場合は1972年12月21日が期待され、他の二政府については事態の展開を待つこととされた。

昨秋の社民党大会が終わったのち、共産党大会、ついで自由党大会が開かれた。そのいずれもが従来位置を少し左寄りにずらしたような態度であった。共産党はやや「革命的」になり（この党は従来、大して革命的ではない傾向にあった）、自由党はその政綱を今日の必要に適應させることとなった。両党ともそれぞれの現党首を再選させた。

支持政党の世論調査 昨年11月、政府と国会との要求によって統計局による最初の政治世論調査が行なわれた。従来、ダーゲンス・ニイヘーターその他の新聞によるSifoの世論調査のサンプルは2,000程度であったが、統計局のそれは9,000であったことが注目されていた。

さてその結果は、1972年11月現在で社民党の支持は40.0~41.2%、共産党は5.4~6.0%、一緒に合わせて45.4~47.2%であった。それに対し中央党は26.1~27.3%、自由党は13.0~13.8%、保守党は10.5~11.3%であった。これら野党の「反社会主義」三党の合計は49.6~52.4%となるので、社民・共産合計の比率を約4~5%追い越していることになる。今秋の総選挙後における社民党内閣の存続は、かくて相当危機にさらされていると見られるにいたっている。

もし三党合計が過半数を制するならば、中央党々首 Thorbjörn Fälldin 首相の下に連立内閣が組織されることはいまや疑いない。

近頃 Palme首相が Fälldin氏を種々の機会にきびしく攻撃し、自由党々首 Gunnar Helén氏に寛大であるのは、上記のような背景によるものだと理解されよう。以前、自由党は、その地域政策に

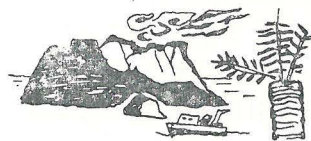
関する論争で中央党に反対し政府に同調したいきさつもあり、今日、自由党は外見上は社民党に最も緊密な政党になっている。

インフレの動向 ところで今年9月の総選挙にいたるまでの期間、社民党現政府の人気を左右する重要な要素としてインフレの動向が注目されるのは改めていうまでもない。ところで結論的にいえば、この国のインフレは漠然と信じられているほどひどいものではない。信じ難く聞こえるかもしれないが、OECD統計によれば1972年5~10月の6か月間、デンマークとスウェーデンとは、消費者物価の増加率でヨーロッパにおける最低を記録した。すなわち季節的調整を施した数字では、年間それぞれデンマーク6.6%、スウェーデン6.8%であった。

ヨーロッパ全体の平均は9.6%であった。フィンランドも8.8%、ノルウェーも8.9%でヨーロッパの平均より下位であった。スペインは12.3%、イギリスは11.8%、イタリアは10.3%で平均より高位であった。スイスですら7.9%でデンマーク・スウェーデンを越していた。

つぎに1971年11月より72年12月にいたる12か月間、ヨーロッパの平均は7.2%であったが、スウェーデンは5.6%、デンマークは6.8%、の低さであった。ちなみにフィンランドは7.2%、ノルウェーは7.9%、イギリスは8.8%、スペインは9.2%であった。

以上の統計によって、ヨーロッパの物価騰貴率の平均と比べれば、スウェーデンのそれは決して失政を意味するものではない。さらに今後半年以上の期間、社民党政府の経済政策の効果が9月の総選挙にどのように影響するかは、興味ある課題である。



# 社会福祉に対する政府の役割

—日本とスウェーデンとの比較研究— [1]

The Role of Public Authority for Social Welfare,  
Comparative study between Japan and Sweden,

立正女子大学教授 菊池 幸子

Prof. Sachiko Kikuchi.

(本論は1971年9月から1972年5月までに、筆者がストックホルム大学の国際社会科学研究所(International Graduate School of Social Science in Stockholm University)においてまとめた英文の研究報告書のなかから、一部抜粋したものである。)

## 1. 研究の主旨と方法

本論は日本とスウェーデンにおける社会福祉の制度と実際の政策について比較研究を行なうものであるが、終局の目的は、現在の日本において解決の急を要する社会福祉の問題点を、社会科学の方法によって発見し指摘しようとするものである。しかし社会状況および体制の異なる二国の文化を比較するとき、両者のもつ現状を並列して比較することは、解釈および評価に公正を欠くおそれがある。したがってわれわれは文化の公分母(Common Denominator of culture)ともいわれるべき両国に共通な社会福祉上の項目を比較指標としてとりあげ、一定の操作を行なったうえで相互に比較を試みたのである。しかも両国の現状を止揚して「理想的福祉社会(Utopian Welfare Society)」を仮説として描き、これに対して、一定の文化指標にしたがって、両国のもつ社会福祉の制度と政策に関する現状を投影する方法によって両者の比較を行なったのである。いわば、文化人類学的研究で一般化されている Cross Cultural Survey の方法によって仮説「理想的福祉社会」に投影する方法を用いたのであるから、Cross Cultural Perspective Analysis とよぶるものであろう。

### 理想的福祉社会の構造

理想型としての福祉社会のあり方は、永遠に追求されるべき世界的課題であるが、われわれの考えた理想的福祉社会を成立させる原理はつぎの四つに集約することができる。すなわち(1)自由と平等の調和、(2)互いに異った生活状況のなかで生活する人びとの間の協力と連帯。(3)権力の分立。

(4)社会問題に対する暴力的解決の排除。

理想的福祉の構造は、そのベースとして経済機構が下部構造をなし、上部には人間生活とその他のあらゆる社会関係(法制度、政治、道徳、宗教、教育 etc)が組織化され、両者相俟って福祉社会としての機能を営んでいるものである。

第一ステップとしての経済機構においては、売買、契約、私企業の生産の自由があり、経済生活に対する政府の干渉は最小限にとどめる。もちろん私企業間の自由競走、労資間の対立などもあるが、これらの問題に対して暴力的解決は行なわず、つねに調和のうちに解決する。なぜなら、この社会のすべての構成員は、自由市場に調和を保ち、経済安定を保護するように葛藤を統制するばかりでなく、その社会の未来における経済成長を信じ協力する態度をもっているからである。またすべての労働者は労働の意欲をもち、すべての資本家もまた労働が好結果をもたらす、分配の平等を期するため過大な投資を控える。以上のことが生産機構における労資間の協力によって実行されるものであるが、いわばこの社会の経済機構は完全な資本主義でもなければ、完全な社会主義でもない、混合経済といえる形態のものである。

第二ステップにおける人間生活の面では、すべての人びとの最低生活が政府(中央政府ないしは地方公共団体)の財源によって保障されている。すべての年金手当等の社会的政治的基準は、同じ生活状況にあるすべての人びとに平均的である。しかもノーマルな人とハンディキャップのある人および老人と若ものとの間の世代間に連帯意識があり、両者は社会秩序の維持および道徳の面で協力的であるばかりでなく、つねにより高等な文化および教育を志向する意欲にもえ、そのうえコミュニティの建設発展、ないしは改革のために絶えず努力を続ける。

さらにこの社会の政治的背景を述べるなら権力の分立が、政治組織機構のなかに明らかに表現さ

れている。すなわち、立法・行政・司法の三権分立の機構が存在するばかりでなく、前記の福祉社会成立の四原則が、すべての政治行動に機能する。もちろん政権は国会に代表者を最大に送った第一党によって担当されるが、各独立に存在する立法・行政・司法の機構は、これらの独走および権力の過大化を相互に統制する。また政治結社の自由存立はいうまでもないが、選挙によって代議員を各政党から国会に選出した国民は、つねに各政党運営の監視者であり、政治に意見を具申できるメンバーでもある。いつぼう資本の巨大化を防ぐ強力な労働組合の組織があって、権力分立制度の社会的調和を促進させるための役割を果す。もちろん暴力的革命によっての政権略奪や社会制度の改革は許されないが、よりよい方向に社会を革新化するためにつねに改革の努力を怠らないという体制であって、いわば政権はつねに極端な右翼でもなければ、急進的な左翼でもない、中道を進む政党によって担当されるのがのぞましい。

以上のような「理想的福祉社会」という仮説にもとづいて、両国における福祉制度と政策の比較を行なったが、研究の主旨が、現在の日本における最解決の急を要する福祉上の問題の解決に迫るということであったため、問題分析の課題が、次のように限定されたのである。(1)両国における社会福祉の制度と行政機構の比較と問題の指摘。(2)福祉サービスの政策実施上の問題指摘(例、児童、老人福祉、婦人労働 etc)。(3)社会福祉に対する政府の役割上の問題(例、法制度と政策との関連、政府の予算配分、福祉担当者の専門職性 etc)。

本誌のスペースの枠のなかで、以上の課題の分析のなかの数か所について、比較分析の結果を以下に述べる。

## 2. 法制度と実際の政策

その国の立法の精神は、社会制度と政策の目標を決定づけるものである。この点自由資本主義の体制をとっている日本と、約40年間にわたって社民党の政権下にあり社会民主主義の体制をしいているスウェーデンとでは、自ら立法の精神も異っているのは当然であろう。この問題を社会保障と福祉サービスという面に焦点づけて二、三の検討を行なってみよう。

### (1) 児童手当法

現在スウェーデンで実施されている児童手当法

は1947年に成立し翌年から実施されたもので、すべての児童に平等に満16歳の誕生日まで、年間1,200 クローナずつ支給する。その金額は1969年で約150億クローナであったが、これは社会福祉総予算の約8%に当り、基本年金に次いで第2位を占めるものであった。

いつぼう日本における児童手当法は1971年5月に成立し翌年1月から実施されるようになったが、3人以上の子どもをもつ家庭の第三子から毎月3,000円(約48クローナ)ずつ支給する。財源は70%が雇用主、20%が中央政府、そして残りの10%を地方公共団体が給付する。但し不拋出制については約66%が中央政府、約34%は地方公共団体(県のレベル)が負担する。

われわれは両国の比較のための分析指標を、1926年から1967年までの41年間に児童手当を実施している62か国の支給条件に求め、検討の結果次の4つの共通指標を見出した。すなわち①支給対象—Ⅰ. すべての児童。Ⅱ. 雇用労働者の家庭の児童だけ。②財源—A, 国家予算から支出。B, 国家予算と私企業の経営者の支出。C, 私企業の経営者だけ支出。③出生順位—a, 第一子から。b, 第二子から。c, 第三子から。d, 第四子から。④支給年齢の制限—(1)満16歳以下。(2)満15歳以下。(3)満14歳以下。

以上の各指標を組合せるとわれわれは72種類の児童手当支給の類型を見出すことができる。すなわちⅠA a(1)から……ⅡC d(3)まで。前者はすべての家庭の第一子から満16歳になるまで国家財源によって支給されるのであるから、すべての指標に平等の原理および公的権威が追求されているとみられるので「理想的福祉社会」の児童手当法にもっとも近似するタイプと考えた。反対に後者は雇用労働者の家庭の児童に対して私企業経営者の財源によって、しかも第四子から満14歳までの支給であるから、すべての指標について不平等であるばかりでなく、私企業だけの財源による給付であるから、児童手当法に関して公的権威が機能しないこととなり、「理想的福祉社会」のそれと、もっとも遠距離に位置するものと考えた。

以上の仮説にもとづいて両国のタイプを表わすと、スウェーデンはⅠA a(1)、日本はⅡB c(2)となる。したがって、これらの指標によって検討する限りスウェーデンの児童手当法は「理想的福祉社会」のそれにもっとも近い位置にあるが、日本

のそれはまだ少し遠い距離に位置するといわなければならない。もっとも日本の児童手当法も答申原案では、「義務教育期間中のすべての児童を支給対象とする」とあったのを、国会で立法の際に予算配分の都合上修正可決されたとき。しかし、これはすべての児童の人権保障を原理とする社会福祉法として不平等なアンバランスが残されているといわなければならない。

## (2) 年金制度

現在スウェーデンで実施されている国民年金法は1946年に成立したものであるが、これは1963年以来、国民保険制度に包括され、国民健康保険法（1955年成立）および追加年金法（1959年成立）とともに一括して取扱われている。国民保険法は「すべての国民は、かれら自身の未来の安全のために義務づけられるべきである」という目標にもとづいて制定され、満16歳以上66歳までの何らの年金をも受取っていないすべての国民が義務的に加入し、毎月一定額の保険拠出を行なうものである。満67歳以上のすべての国民に平等に支給される老齢年金は、いうまでもなく国民基本年金（AFP）であるが、個人単位の支給額は本人の生活状況によってそれぞれ差があるため、一律に論じたいが、1971年7月現在で、一例をあげると单身者の場合で年間約6,200 クローナ（約40万円）、夫婦とも年金受給者の場合で約9,700 クローナ（約62万円）であった。（年金基準額は物価変動による生計費指数によってスライドする）。もちろん本人の希望によって年金の早期給付（63歳から）と延長給付（70歳から）の制度もあるが、この他に未亡人およびその児童に支給される遺族年金の制度もある。基本年金の財源は、国民の保険拠出と国庫補助によってまかなわれ、国庫補助金は国家予算によって配分され、1969年度の例によると社会福祉のなかで第一位を占めている。この国民一律の年金制度は、第二次世界大戦後間もなく成立し、当時は世界をあげて生活物資の欠乏と貧困のなかにあったため、すべての老人の最低生活の保障という「平等の原理」を強く志向する考え方から出発したものであった。ところが戦後10数年を経て産業技術が発達し経済生活も復興すると、平等より自由への志向が強くなってきた。この世論の高まりは年金部面にも影響を与え、一律年金に対する不満が出され、退職後も現職時代に見合った生活態度が保てるような年金制度が要求され

るようになった。このような経過で成立したのが追加年金法である。追加年金の積立金は、全雇用主からの積立金でまかない、国庫、自治体、被用者は一切負担しない。すなわち被用者の保険料を経営者が全額払い込み、被用者が全額給付を受けるといふ労資の連帯による利潤の再配分である。この他にスウェーデンでは、私的補足年金とよばれる私企業単位の年金（ITP）および労働組合の団体交渉によってかちとった数種の年金制度があることは衆知のとおりである。

さて日本の年金制度は、組織機構そのものが非常に複雑なため、スウェーデンのそのように一括して論じることはできない。まず公務員を対象とするものとしても、国家公務員、地方公務員および公共企業団体職員等の共済組合の3種類があり、民間労働者対象のものとして、厚生年金保険、海員保険、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合等の4種類があり、さらに、何らの組織労働に参加しなかった一般国民を対象とする国民年金の制度がある。以上の8種類はすべて社会保険の体系をなし、被保険者の保険料の拠出によって大部分の財源がまかなわれるが、この他に不拠出制の老齢福祉年金制度（現在月額3,300円支給、俗にいうアメ玉年金）のあることを忘れてはならない。日本でも老人福祉対策の急務を叫ぶ世論の高まりつつある現在、「厚生年金保険制度改正に関する意見書」が提出されている。それによると現行月額2万円の支給基準額を5万円として、男子平均標準報酬の60%としてスライド制を導入、しかも保険料はあげないという案である。もしこれが実現されれば厚生年金加入者はもちろん、国民年金、共済年金の加入者も、一応老後の生活を託すに足る年金を受取れるが、しかし三者を合せても対象者は約250万人にとどまり、実際に年金を必要とする全老人の約3割にすぎないという。そしてその他の7割は現在の年金制度未加入者で、その大半は不拠出制の老齢福祉年金に頼っているというのである。

さてわれわれは、両国における年金制度の比較のための分析指標として、1952年、ILOの102号条約として発表された「社会保障最低基準条約」の項目を用いた。（これは1964年現在で、世界の15か国が批准している）。批准の条件は、最高は9部門（医療、疾病、失業、老齢、業務、災害、家族、出産、廃疾、遺族）に対する給付の制度か

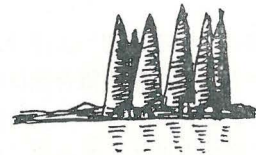
ら、最低は3部門（失業、老齢、業務災害、廃疾または遺族のうちの1部門を含む）となる。給付水準は老齢年金（家族を含めた世帯単位）の場合（妻と2人で）賃金の40%となる。ただし支給基準額の算出は物価や生計費指数または賃金の上昇にスライドすることを規定している。もちろんILO条約は最低限度の生活保障基準であるが、われわれはこれに加え世界の先進諸国における実施の条件を加え、次のような比較指標の枠組を考えた。すなわち、Ⅰ給付部門—ⅠILO条約の9部門から3部門までの7つのタイプ、Ⅱ給付水準（賃金の）—A 60%～、B 40%～C 40%以下、Ⅲ給付基準額の算定—a, スライド制, b, スライド制をとらない。Ⅳ財源—①社会保険による拠出金, ②金額国庫（または地方庁）の負担, ③, ①+②, ④任意保険（企業または補足年金等）の拠出金。Ⅴ、財政方式—a 賦課方式, b 積立方式、である。

以上の指標を組合せると、9A a ①a から……3C b ②bまで、都合約330種類の年金支給のタイプを得ることができる。そして前者は、ILO条約で規定したあらゆる部門について給付制度が完備しており、給付水準も60%以上でしかも給付金額の算定にはスライド制を採用し、しかも社会保険制度による賦課方式の導入であるから、この社会のすべての人びとは、最低生活を公的財源保障され、相異なる生活状況にある人々も、必要に応じて公的サービスを受ける機会を均等にもっている。しかも年金給付水準も最高であるばかりでなく、各自は社会保険料の払込みは、所得収入に応じて自律的に行なうが、支払いには賦課方式であるから、権利義務の行使という面からも「自由と平等の原理の調和」が実践されていると言い得るので、「理想的福祉社会」の年金法にもっとも近似するタイプと考えた。反対に後者は、給付部門はILO条約の最低基準を充すが給付水準は40%以下で低くスライド制も採用していない。財源は私企業の経営者の積立金により、支給の方法も積立方式であるから、自由の原理は強調されているが、平等性が乏しいので、あらゆる観点から「理想的福祉社会」の年金法のタイプともっとも遠い距離に位置づくものといわなければならない。

以上の仮説にもとづいて、両国の年金法を比較検討しなければならないが、前述のように、日本のそれは9種類にわたる複雑な制度のため一覧的

比較は不可能であるが、日本から事例として厚生年金と国民年金をとりあげ、仮説指標によって整理し、福祉社会の年金制度としてのレベルを検討してみた。それによると厚生年金は6C b ③a型、国民年金は8C b ③a型（いずれも1965年の改正法による）を示す。いずれもかなり広範囲に給付部門を開いてはいるが、給付水準が低いうえ、スライド制を採用していないなど、さらに改正を必要とする点が多い。財源は被保険者の拠出金を主とし幾分の国庫補助金（厚生年金の場合約20%）をもって運営されているのはよいとしても最低生活を保障できる年金制度にはほど遠い。まして、国民保険法のなかの特殊部門として設けられている不拠出制金額国庫負担でまかなわれる福祉年金（現在月額3,300円）は、4C b ②となつて、ILO条約の最低基準にもほど遠いにもかかわらず、現在の日本の老人の約7割がこの年金に依存して生存していることを思えば、日本の年金制度の現状は決して福祉社会の域に到達しているといいがたいであろう。

いっぽうスウェーデンの国民基本年金は7B a ③a型を示し、追加年金は4A a ①a型となる。いずれもそれ単独で「理想的福祉社会の年金法に比較して、いま少しの距離があるといわなければならないが、これらは前述のとおり国民保険制度に包括され、一個人が両方の給付を受けることのできるシステムとなっている。もちろん追加年金は現在まだ完全実施の段階に到っていないが、長い職業生活を行なった人は誰でも、国民基本年金に加えて現職時代の所得を加味した追加年金の両方を受取ることができる。いはば前者は平等の原理を徹底的に追求し、後者は個人の能力と選択の自由を重視し、両者のバランスのうえに立つた調和ということができよう。もちろんスウェーデンの年金制度も完全ではないし、年金受給者に不満がないわけではないが、少なくとも日本の現状と比較すると、「理想的福祉社会」における年金法により多く近似するタイプであるといえるのである。（以下、つづく。）



## 週40時間について

On 40 Hours Work Per Week

顧問 小野寺 信

Makoto Onodera

1970年4月、スウェーデンの国会は、いわゆる週40時間制を採択したことは、周知の通りである。しかし、これは1973年1月以前に完全実施を見るわけではない。ともあれ、この新しい法律は、現行の42.5時間制に代ることに間違いはない。

原則的に新法の対象となるのは、使用者に労働を提供するすべての労働者である。(以下労働者と略称する)これで新しい労働時間の適用を受けるものは、全スウェーデンの労働者の約半分に当り、国家公務員の全員、医療、福祉事業の従業者および事務員も、この対象になる。

この法律で特に新味のあるのは、新しい勤務時間(Jourtid)の概念が導入されたことである。勤務時間は、従業員が職場に在って、使用者の思いのままに仕事をさせられる時間を意味するのである。このような勤務のやり方は、先ず医療部門や社会福祉サービスや消防機関において見られることになる。なお、新しい法律によって使用者側に許される超過勤務は、年間現行の200時間から150時間に減ぜられる。

先に行われた低所得者調査によれば、事実上1日の労働時間9時間以内の掟が守られていたのは、全労働者の3分の2に過ぎなかった。なお、この事実上の労働時間は、基本労働時間+超過勤務時間+準備時間+特別事故時間-休憩時間-通勤時間を意味するのである。

ところでこの基準で区分すると、事実労働時間13時間以上のものは、全労働者の2.5%(約7万人)、同じく11時間以上のもの15%(40万5千人)で、労働時間で満足すべき状態にあるもの、すなわち労働時間10時間以下のものは65%のみであるという。

労働時間短縮に関する最初の法律は、1919年に行われた。そのときは、職業組合側は1日8時間労働を要求した。これは、週の労働時間を48時間以下に制限する意味である。その後、1957年には週45時間に、1966年には42.5時間に短縮されて今

日に及んだ。

そこで問題になるのは、新法律による労働時間短縮のスウェーデン経済に及ぼす影響である。もしも新法律による労働時間の短縮が、短期間に、例えば1年以内に完全実施を見る暁には、某程度GNPの低下はまぬかれまいというのが一般の見方である。そんな関係もあるので、この実施は3年間の経過において、2段階に分けて行われることになっている。これは、例えば多少テンポは遅れるにしても、GNPを伸ばさねばならない理由があるからだ。ともあれ労働時間短縮は、労働者にとっては自由時間の増加にはなるが、GNPに算入されるプラスの価値にはならない。

労働時間の長短に関する論議の問題点となるのは、いうまでもなく社会的、経済的および政治的見解の差である。労働者を過労から保護する意味で、社会的および予防的要素は昔から優先的に扱われてはいる。しかし経済を重視するか、福祉を優先させるかは、労働者にとっては自由時間の増加を選ぶか、所得増を選ぶかの二者択一の問題である。これは、今までは前者が優先されていたのである。

### 経団連規定の伝家の宝刀をめぐる論

#### 争(第32条項)

スウェーデンの労資関係について、よく耳にする言葉は「パラグラフ32」—「第32条項」である。実は第32条は、1906年労働者の団結権と引きかえに、経団連(SAF)が規定に取り入れることを勝ちとったもので、この趣旨はあらゆる団体交渉を規整するものとして、永い間論争の焦点になっている。

第32条は端的にいえば、企業における経営者の権利を擁護する伝家の宝刀である。というのはこれを盾にとって、経営者は労働者を意のままに指揮し、仕事を割り当て、そして随意に労働者を雇



い入れまた解雇することが出来るのだ。

この条項については、長い間論争が繰り返えされた末、昨1971年末、一つの調査会が設立されて、問題を詳細に調査することになった。この調査会に与えた内務大臣の指令は、労働指導問題に関して、労使共同で決定権を行使することが出来るように、立法処置によって国家が、給料取り団体側に支持を与えるべきだといっている。

第32条の廃止は、必ずしも使用者の権利の剥奪を意味するものではない。むしろ、作業指揮や仕事の配分や、労働者の解雇および雇い入れの決定をオープンにするだけの趣旨なのである。

ふりかえって見ると第32条は長年にわたって、労使の間でいろいろな面からもまれた経歴を持っている。就中、経営委員会や労使協議会の設置は、しばしば議論にとり上げられた。1971年に、中高年齢層の失業者を優先的に雇い入れることを強制した法律が制定されたことなど、その一部を物語るものである。この法律の如き、雇主の一方的な雇用権を制限するものと見て差支えなからう。

また1971年の初には、Arne Geijer 氏を初めとするLOのトップは、国会に対して新立法による第32条の撤廃を陳請している。もしも廃止が実現した暁には、LOは、仕事の段取りや職長の在り方や、従業員の雇い入れおよび職場の変更や職場環境整備について、交渉する権利を獲得することになるのである。

鉱山労働組合のIvar. Hermansson の考え方はこれと異り、第32条の廃止は大した意味がないと云っている。彼の考え方によれば、誰が企業の持主であるかというのが最も大切なのである。極端

な言葉で云えば、狼と鹿との平等はあり得ないし、生産手段を持つものと持たないものとの間にも平等は考えられないというのである。

1971年12月、設置された労働平和調査委員会の長には、前金属労働組合委員長のKnut Nordgren が就任した。委員会の調査事項には、第32条の外、団結権および交渉権、集団交渉および労働裁判手続き等が含まれている。因みに労働裁判所は、いままでも協定に記載されてない分野に、第32条を適用する方針で事件を裁いていたのである。

SAFが猛然として立ち上って、第32条の廃止に抵抗し、1971年5月、内務大臣に文書をつきつけた。曰く、第32条の廃止は無用である。決定権は依然として経営者側に持たせるべきだ。決定権を労働者側に渡すことは、生産の破壊による危険と経営の麻痺を意味する云々。LOの出した「企業デモクラシイ」、SAFの出した「企業における協同」など、LOとSAFの宣伝戦は今や酷である。

#### お詫び

Vol. 4, No. 12 の小野寺信氏論文「スウェーデンの経済情勢の概観」はミスブックホルム通信〔1〕ミであったことを訂正しお詫び申し上げます。

また Vol. 4, No. 11 の荒井冽氏論文6頁右欄45段「……すべての子供に年間の……」を、「……すべての子供に2年間の……」の通り訂正しお詫び致します。

#### 資料室から From the Library

昭和47年度中に発表されましたスウェーデンに関する著書または論文がございましたら、標題、発行所名、論文の場合は掲載誌名を御手数ながらご一報いただき、本誌に掲載して

読者のご便宜に供させていただきたいと思っております。

ご著書または論文の抜き刷りあるいはコピーをも頂戴できますれば、研究所に備付け会員の閲覧に利用させていただきたいと思っております。

# スウェーデンにおける

## 老人ホームの新しい方向

New Trend of Homes for Old People in Sweden

神奈川県庁民生部 戸川佳和  
Yoshikazu Togawa

スウェーデンにおいては絶えず老人ホームの研究がなされているが、最新の形態はサービスハウスや老人センターである。前者は老人ホームの住宅性を一步進めて、居室(単身者用は個室)に軽易な炊事設備を設け、来客がある場合必ずしも食堂に行かなくてもコーヒー程度は出せるようになっている。イェテボリーのサービスハウス・バックカヒュース(Backahus)は、1階には食堂、売店、理(美)容院等があり、2階は中央部を屋上庭園とし、周辺部を居室にしている。後者は、老人ホームと地域社会の結合した総合老人福祉施設である。マルメーのオーレストゴルデン(Öresundgården)は有名であるが、他の小規模コミュニティにおいても建設されつつある。

### ウッデバーラの老人センター

イェテボリーとノルウェー国境の中間にあるウッデバーラ・コミュニティ(Uddevalle Kommun)は、人口約3万8千(老齢年金受給者約3,600人)の新興都市で人口規模からいえば神奈川県湘南海岸の逗子市(人口約5万)よりやや小さいがデイセンター(dagcenter)を含むスコグスリッケヘメットという立派な老人ホームがある。この施設の名称は老人ホームとなっているが、実態は老人ホームを含む老人福祉センターである。当施設は5棟の建物からなり、老人ホーム部門は10階の建物で定員110人。各階には食堂、娯楽室及び余暇活動室があり、居住者は自分の階にあるこれらの設備を利用してよいし、後述するデイセンターの設備を利用してよいことになっている。即ち、年金受給者は、同コミュニティの提供するオープン・ケア又はクローズド・ケアのいずれでも好きな形態のケアを受けることができるのである。

デイセンターは住居棟と各種サービスを提供する棟からなり、同コミュニティの在宅年金受給者及び身体障害者が自由に利用できるオープン・ケア提供施設である。住居棟はマルメーの老人センターにある年金受給者ホテル(Pensionershotellet)と呼ばれているものと同質で、年金受給者や身体障害者の住宅である(老人ホームではない)。訪問

当時、身体障害者5世帯、年金受給者15世帯及び一般人30世帯と一般世帯が最も多かったが、同コミュニティ民生局長の説明によると、一般世帯は徐々に年金受給者世帯に変えて行くとのことであった。身体障害者の住居は、各種設備が彼等の生活に適するよう細かく配慮してある。

デイセンターには趣味の作業室、理(美)容室、足治療室、食堂等があり、建物の周囲には年金受給者及び身体障害者は勿論、児童、青少年及び一般成人も利用できる運動施設がある。こうしてみると当老人センター構想の意図が地域社会の種々の構成員の交流を図ることによって当老人センターの居住者に一般人と変ることのない人的環境を形成することにあることがわかる。最近得た資料によるとストックホルム近郊にあるフィルバックターレン(Fyrvaktalen)という老人センターはこの構想を更に進め、老人ホーム及び年金受給者ホテルの他に青少年ホテル(Ungdonshotellet)という容泊可能な青少年施設を設け、同センターを一般社会の縮図にしようとする考えがうかがわれる。

### 老人福祉発展の糧

近年わが国においても老人福祉に対する認識が高まってきたが、その対策の現況は所得、医療、住居等のいずれをみても貧弱である。特に老人ホームは、殆ど図書室、作業室がなく、居室は雑居で家具の持込みも認められていない。こうした実情を反映してか、わが国の老人ホームは魅力に貧しい。ところが、スウェーデン批判をする、ある論者は、スウェーデンの老人ホームは極めて高齢でなければ入居できないので、如何に立派な設備があっても価値は少ないと述べているが、老人ホームがそれほど一般人に魅力あるものとなっていることは大変結構なことであろう。かかる批判は福祉向上のブレーキになる危険をはらんでいるし、わが国の実情を熟知していれば生まれるはずはない。彼此の現況を十分認識した上でスウェーデンの社会福祉制度のもつメリットをわが国に導入しようとする積極的努力こそ必要ではなからうか。

# 鶏が狂った

När hanen blev galen

評議員 小野寺 百合子

Yuriko Onodera

現代は何から何まで、大量生産、規格化、専門化の世の中である。こういう世の中で、農業一家ソサンデル家と、この家に飼われている鶏の話をするのは、それ相当の理由があるからだ。

ソサンデル家は、かれこれ40年近く、スウエダーレに住んでいるが、ここは国有地で暮しよい場所だ。この一家は何年かかかって、鶏卵生産の専門家になり、優良卵を産む鶏の品種もつくり出した。卵の需要はどんどん増したし、値段もよかったし、鶏はよく産んでくれた。養鶏場の主人であるグンナル・ソサンデルは、帳簿をつけ終ると自慢したものだ。「鶏は立派なものだ。卵一級品の粒揃い。品評会では一等をとるし、評判は上々。スウエダーレの外からも、どんどん注文が舞いこんで来る。」

得意先も同業者も、グンナルがどうしてそんなにうまく卵を産ませるのか不思議に思い、彼の養鶏術の秘伝を探り出そうとして、あの手この手を使った。ところが「こつ」は極めて簡単であったのだ。それは、10個に1個の卵を、鶏の食べ分として残しておく、それだけのことだったが、鶏は如何にも満足そうに見えた。目は生き生きと輝き、羽の艶はよく、鳴声は幸福そうで、卵の産み振りもよかった。これがグンナル式養鶏法だった。

グンナルが達者で一家の権力を握っていた間は、この秘密については、誰にも一言も洩らさなかった。そのうちに歳月は流れたが、相変わらず、卵の需要は伸びる一方、値段も結構上っていった。しかし、さすがのグンナルも老境にはいつて来た。子供たちは既に成人し、養鶏場を引き継げる年頃になっていたのだから、彼らにも仕事をさせることになった。雄鶏たちはこの若者どもを「お隣さん」と呼んで小馬鹿にしていたということだ。

子供たちが始めて鶏舎の中を見廻ると、そこに餌として鶏に還元される卵が、山ほどあるのを発見して、慾が出て来た。彼らの頭に浮んだのは、市場の品不足で、一つこれを売ってやろう……と考えたのである。

合成飼料を使ってみたら

彼らは老えた未、鶏に残す卵の数をだんだんに

減らし、15個につき1個にする実験をした。短期間の実績では、かなり成功のように見えた。鶏の状態は悪くはならず、脂はのっているし、元気もよく食欲もあったので、さらに配給を減らして、20個について1個だけを鶏に残すことにした。それでうまくいくだろうといい気になっていた。ところが子供たちのうちの1人が、今どき卵や卵殻を鶏の飼にするのは時代錯誤だ、もう合成飼料に移るべき時期だと云い出したのである。実は彼の云う通り、その頃既に合成飼料で、よい成績を挙げている養鶏家がいたのである。

子供たちはまた、別の問題についても口角泡を飛ばして議論を戦わせた。それは鶏は、実際には卵以外に糞を出す、それが云うまでもなく汚いというのである。グンナルの反対は、人間はこの点で、自分自身より以上のことを、鶏に要求することはむずかしからうというのであった。彼は村の向うはずれに、既に建った共同組合ブロイラーセンターに腹を立てていたのである。しかし子供たちは云った。「第一、卵は人間の食物として疑問であるという決論が、出されているんだ。次に、糞の始末をしなくてもいいというブロイラー鶏舎が、いま建設中なのだ。それだと汚なくよごれることがない。早ければ早いほど発展するよ。」

グンナル老人は、この革命的生産品が、消費者の嗜好に適するかどうか尋ねたところ、子供たちは、ブロイラーの味は、ズバリ鳥の味というよりは、むしろ蛇に近いということ認めた。しかし子供たちは、何でも慣れの問題で、大衆は本当の味はわからないから、何にでも慣れるだろうと、用心深くつけ加えた。

グンナル老人は、「何でもかんでも、広告の殺し文句で売れるものか」と、思わず口をすべらせた。しかしあとで、彼はこの発言が家庭の平和から見て、穏当でない気がついたので、早速に鶏舎の一角を仕切って、ブロイラーの試験が支障なく実施できるように、その部分は監視外にした。

ソサンデル養鶏場の鶏たちは、長年にわたって習慣になっていた固定した飼料で育っていた。それがいま急に変わったのだから、鶏の様子も少し

づづ変り始めた。もう勢よく鳴かなくなり、鶏舎の格子に寄りかかって、空ろな目をするようになり、産む卵の質も落ちたし、産み方も不規則になった。なかには困いの下にもぐったり、逃げたりする鶏もあった。年々増加していた卵の生産高は伸びなやみ、品質も前ようではなかった。お得意先にも希望通りの品が納められなくなり、だんだんには納品にクレームが付き出した。プロイラーセクションは、それなりの伸びを示したが、お得意を招いて行った試食会の成績は、芳ばしくはなかった。買い手がつかなかったのだ。グンナル老人は、プロイラーセクションの経費を損失に落とし、非常にゆううつだった。子供たちは、大事なのは生産だ、結果ではないといって、父親を慰めたが、納得させることは出来なかった。何か狂っていた、それは感じられたのだ。

#### 家族会議は小田原評定

家族は集って相談したが、とるべき対策については、なかなか意見が一致しなかった。グンナル老人の意見は、文句をいわず、すぐ昔の餌料システムに戻るべきだというのであった。子供はたちは、確信には差こそあれ、みんな、もっともっと積極的にやるべきだといった。彼らのある者は、このままの線を真っすぐに進み、中央連盟の新発見品、AP飼料に全面転換すべきだとさえ主張した。AP飼料とは、猿に試みたことから来た名称であるが、鶏の飼料としてもよく、特に盲になった鶏には有効であるとの折紙つきであった。

家族は坐り込んで、どうしたものかと鳩首協

議したが、相変わらず意見の一致は見なかった。悪いときは悪いことの重なるもので、一家の心配は、土地の貸借期限の切れる日の間近くに迫ったことにもあった。こういう状態では、これも何が起るかかわかったものではない。こんなことに乗り出して来る山師たちには事欠かないのが常である。日焼けした顔、荒れくれた挙、如何にも養鶏家らしい物腰の、怪しげな人物が、多くの場合、土地所有権の許可をせしめることになり勝ちである。

お得意関係の方は、偶然の不運な出来事とか、鶏の仲間割れとかいうことにして、供給困難の弁解にした。それもだんだんには通用しなくなり、お得意が承知しなくなってくる筈だ。鶏舎の現状を質問してくる人も出始めるであろう。さて、これからどうなるか、神様だけが知っている。

グンナル老人は、年をとっているが馬鹿ではない。だから卵の消費者と鶏と両者のために、何とかうまい解決法が考え出されることを、信じようではないか。田園風景のスウェーデンで、人間と鶏が元気でも、新鮮な卵が得られないのでは、おかしな話だ。どうしても方法がないとすれば、生産品を替えることしかない。すべてを挙げて、パンケーキづくりでも、真面目に取り上げるだろうか。

これは Vår Industri の NR. 7—1972 に載っている記事の一つである。いろいろな意味で示唆に富んだ面白い話だと思ったので、取り上げることにした。

### 活動メモ

#### Activities

12. 4 昭和47年度の事業報告および決算報告ならびに昭和48年度事業計画および同予算案承認のための総会および理事会が開催され、同席上研究所現役員全員の留任も決議された。

12. 14 研究所設立後5周年を記念する忘年パーティーが国際文化会館で開催され、松前会長、西

村所長の挨拶につづき、たまたま出席されたスウェーデン大使館のハルクヴァイスト氏、ホームマルク氏方を囲んで、なごやかな懇談が行われた。

1. 5 昨年12月1日来日されたスウェーデン王立図書館のTSエドグレン氏およびストックホルム極東博物館のクリスター・フォン・デル・ブルグ氏の要請により埼玉県小川町の和紙製造所等に案内した。

### 編集室より

明けましてお目出とうございます。昨年は発行の遅延など皆さまのご期待に副わない点が多々あり申訳なく存じております。本年は面目を回復したいと存じておりますので、お気付きの点をご教示下さると共に、長短に拘らず随時ご論文、ご隨筆などをご寄稿下さるようお願い申し上げます。